

## 第2章 島根原子力発電所と地方行政

### 1. 厚生部に公害係新設

昭和44年4月1日付けで、私は島根県厚生部薬務環境衛生課に新設された公害係の係長を命ぜられ着任した。厚生省から派遣されていた佐藤大正課長に、テレビや新聞の「\*<sub>1</sub>四日市訴訟」等で分かるように、大変な仕事であるが頑張っているように激励をされた。

公害係は、当初3名体制で出発したが、公害の概念も複雑であり、何から手を付けてよいか分からない上に、今まで企画部で所管していた、島根原子力発電所も併せて一括担当するよう命ぜられ、大荷物を背負っての出発となり、毎日その業務に追い回され、朝帰りの連続であった。

国では、昭和42年8月3日、法律第132号で公害対策基本法が制定されていた、これに基づいて大気汚染防止法、騒音規制法が制定された。また、公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等も逐次制定されていた。

島根県の公害は、おもに中小工場、事業場から発生する産業公害、養鶏、養豚、による畜産公害、あるいは水産加工場からの環境公害等が主であったが、大手企業の、日立金属安来工場、山陽パルプ江津工場、大和紡績益田工場等の大気汚染や水質汚濁が問題になってきていた。また、津和野町の笹ヶ谷鉱山、大田市の大森銀山など鉱山の\*<sub>2</sub>鉱毒公害についても大きな問題となり特に、笹ヶ谷鉱山は当時砒素鉱害で、鉱害病の認定患者対応業務などでマスコミをにぎわした。

### 2. 原子力行政と地方自治体

昭和44年の島根原子力発電所の建設開始に伴って、中国電力本社との交渉や、通商産業省、科学技術庁との打合せが度重なった。県庁内では、\*<sub>3</sub>第2次冷却水の排出等に伴う漁業補償が解決し、\*<sub>4</sub>温排水等に対する周辺環境の放射性物質による汚染予防対策で、水産商工部との部門調整などに手間を取られた。

国や中国電力との折衝で、常に問題となるのが設置者側の立場と、住民サイドに立った県との間に、考え方について大きな違いがあるので大変に困った。つまり、原子力発電所を運転するためには、原子力基本法をはじめ関係法令で色々の制約がある。

例えば「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」では、「核燃料取扱主任者」「原子炉主任技術者」「放射線取扱主任者」など法律で定められた有資格者を置いて運転するので、その責任は国や企業体が持つ。県ではそこまでの調査や放射能の調査や監視は、必要ではないという考え方であり、原子炉設備の安全性及び信頼性は確保されているというものであった。

しかし県は、原子力基本法に盛り込まれている「民主・自主・公開」の三原則に基づいて、安全協定を締結して放射能技術会で報告されても、それをチェックする技術者が県にいないので、不安に思っている住民からの信頼は得られないので、国の方針に逆らい地域住民の生命と財産を守るため、県の執行体制の強化を図ることとした。

\*1 1960年代四日市石油コンビナート6社に対して、周辺の住民が大気汚染の健康被害を訴えた公害裁判。

\*2 銅山による鉱毒公害は重金属・有害化学物質による水系汚染や、精錬過程で生じる亜硫酸ガスなどによる大気汚染がある。

\*3 加圧水型原子炉の冷却水は、原子炉の中で直設燃料棒に触れる一次冷却水と、そこから熱をもらって蒸気になる二次冷却水がある。

\*4 原子力発電所などで冷却水として使われ、温かいまま海などに排出される水のこと。

### 3. 体制の強化

県における執行体制を整えるため、昭和44年5月には、公害関係部課で構成する「島根県公害関係事務連絡調整会議」を開催し、公害対策事務処理要領について検討を始め関係部課に対し協力方を依頼した。6月には7月の公布施行を目指し「島根県公害対策審議会条例」案を6月県議会に提案した。

一方、環境公害は人の健康にかかわる問題であり、これを科学的に分析できる、衛生研究所職員を増員するほか各種機能の充実強化に迫られていた。そのため、当時の斉藤孝一（医学博士）所長と毎日のように顔を突合せ、口角沫を飛ばして論議した事が、昨日のように思い起こされる。

衛生研究所には、総務課のほか、細菌検査課・理化学試験課があった科を8月には技術科を「微生物科、公害科、生活環境科」とし当面3科で対応することにした。環境公害は、主に放射能と温排水を考慮しなければならない。そのため、これによる発電所運転開始後の影響を評価するために運転開始前のデータが必要である。当面の措置として、市内大輪町の衛生合同庁舎内の、衛生研究所屋上に<sup>\*5</sup>モニタリングポストを新設することし予算の要求も合わせて行なった。

環境公害問題が急速にクローズアップされ、本庁（島根県庁）でも一公害係だけでは対応出来ないため、1年が経たないうちに公害対策室を作るべく独立運動を開始。その運動が実り、昭和45年8月1日公害対策室長に上手秀成氏を、課長補佐に大隅速民氏を迎えた。私は、調整係長として、環境保全施策の総合的な計画及び各部間の調整を担当することとなった。

また、翌年の昭和46年8月1日から公害対策室を環境保全課と名称変更し、企画調整係、大気騒音係、水質係で13名体制とし職員の充実を図った。

更に、部の独立運動については、「名は体を表す」組織とするため、社会福祉主体の「厚生部」から独立し「環境保健部」とするため衛生部門の、医務課・公衆衛生課・薬務環境課の他に「自然保護課」と「公害課」の2課を新設し、環境公害部門の充実強化を図るよう、部長、次長に提案した。当時の中村芳二郎厚生部次長（後松江市長）から、自然保護課を作るなら、鳥獣保護も含めた方がよいとの意見が出され、当時所管していた農林部林政課と交渉に入ると共に、懸案事項であった「衛生公害研究所」の実現にむけて、組織と人事に入るよう中村次長から特命があった。

この特命を受け、衛生研究所を名称変更し「衛生公害研究所」とし総務課、細菌科、ウイルス科、環境公害科、食品科、放射能科、ならびに各保険所に配置する「理化学系技術系職員」を配置するための「増員要求」と、従来の選考試験から「競争試験」に変えるべく人事課及び人事委員会に申し入れてその実現にこぎつけた。

昭和47年8月1日、環境保健部が誕生し、厚生省から部長に杉山太幹氏を迎え、医務課・公衆衛生課・薬務環境衛生課・自然保護課・公害課の5課となり、小職は、公害課の主幹となり兼ねて調整係長事務取扱となる。

昭和48年8月1日、公害課に放射能調査係を増設し・調整係・大気騒音係・水質係・放射能調査係の4係制とし島根原子力発電所の環境監視体制の強化を図ることとした。

課長補佐兼調整係長事務取扱であった私は、山本春海特別専門研究員に対し、これから放射能科長になって活躍してもらわねばならない。については、放射能調査や核種分析に必要な資格の「<sup>\*6</sup>第一種放射線取扱主任者免状」を取得して欲しいと申し入れた。これに対し、山本研究員は「原子力発電所や放射能なんかには興味がございません」という返答には、はたと困った。

\*5 継続的に大気中の放射線量を測定する据え置き型の装置。屋外に置く検出器と室内に置く測定器で構成される。

\*6 原子力規制委員会が与える国家資格。放射性安全管理の統括を行い、法令上の責務を担う者が所持する必要がある資格。

しばらくして、「命令ならどうしますか」と聞いたら「命令なら仕方ありません」と、これで一件落着した。昭和47年に山本春海、寺井邦雄の研究者が、翌年には安田幸伸研究者が合格し、放射能科の体制が整った。

島根原子力発電所調査委員会は、行われていたが、任期が満了となりその後の委員並びに顧問候補を、各専攻別（原子炉工学、原子物理学、有機化学、植物学、放射線医学、気象学）にしぼり、関係大学等に依頼に行った。中でも、京都大学原子炉実験所、柴田俊一所長さんには大変ご無理をお願いしたいきさつがあり、その当時のことが懐かしく思い出される。